

議案第 28 号

つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 つくば市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 つくば市いじめ問題専門委員会（第 6 条—第 14 条）

第 4 章 つくば市いじめ問題再調査委員会（第 15 条—第 18 条）

第 5 章 補則（第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づきつくば市が設置するつくば市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 つくば市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、つくば市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(構成)

第4条 連絡協議会は、つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）のほか、次に掲げる機関をもって構成する。

- (1) つくば市立学校
- (2) 茨城県土浦児童相談所
- (3) 水戸地方法務局
- (4) 茨城県警察
- (5) つくば市の関係行政機関

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、教育局において処理する。

第3章 つくば市いじめ問題専門委員会

(設置)

第6条 教育委員会に、法第14条第3項の規定に基づき、つくば市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申するとともに、教育委員会の求めに応じて、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(組織)

第8条 専門委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、弁護士、精神科医、学識経験者又は心理若しくは福祉の専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第10条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第11条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 専門委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項、第4項及び第5項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対して必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係を有する場合又は当該いじめの事案に特別の利害関係を有する場合は、その議事に参与することができない。

(部会)

第13条 専門委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員5人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が部会長の職務を代理する。
- 5 第11条第2項及び前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、第11条第2項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあつては、その）」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 6 専門委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって専門委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第14条 専門委員会の庶務は、教育局において処理する。

第4章 つくば市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定による調査を行うため、つくば市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第16条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申する。

（組織）

第17条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、弁護士、精神科医、学識経験者又は心理若しくは福祉の専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（準用）

第18条 第9条、第11条、第12条及び第14条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第12条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項、第4項及び第5項において同じ。）」とあるのは「委員」と、第14条中「教育局」とあるのは「総務部」と読み替えるものとする。

第5章 補則

第19条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定め、専門委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は委員長がそれぞれ専門委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。